

グリッド製品の使用に関するエンドユーザーライセンス特約条項

2019年4月1日

本条項は、グリッド製品サービスにおける契約者による株式会社グリッド（以下「グリッド」という）のソフトウェアの使用について規定したものです。当社は、以下の条件に従い、グリッド製品サービスにおいてグリッドのソフトウェア（当社から提供されたグリッド製品であって、それに付随する媒体、印刷物およびオンラインまたは電子文書を含むものとし、以下それぞれまたは総称して「本ソフトウェア製品」という）を提供するものとします。当社は本ソフトウェア製品を所有するものではなく、契約者は本ソフトウェア製品を、当社から契約者に通知される一定の権利および制限に従って使用するものとします。契約者が本ソフトウェア製品を使用する権利は、契約者が当社との間に締結した契約の条項に従い、かつ以下の条項を契約者が理解し、同意し、遵守することを条件として許諾されます。本書で許諾する製品については別紙に示します。

1. サービスの使用

1.1 使用の権利

本特約条項に規定するとおり、当社は契約者に対し、本ソフトウェアを本サービスにて提供される機械学習環境上において非独占的に使用する権利を付与します。グリッドの製品は、著作権およびその他の知的財産権関連法により保護されています。本ソフトウェア製品および本ソフトウェア製品の要素に対する一切の知的財産権その他権利は、グリッドまたはその供給者に帰属するものであり、当社は、契約者に対し、本ソフトウェア製品自体を販売するものではなく、知的財産権その他の権利が移転することはないものとします。

1.2 許可される使用

契約者は、本特約条項に従ってのみ本ソフトウェアおよびこれに関連して契約者に提供する当社およびグリッドのサービス（以下「グリッド製品サービス」という）を使用することができます。

1.3 契約者アカウントに関する責任

当社より本ソフトウェア製品に関するアカウントを提供する場合があります。その際、契約者は、契約者のアカウント情報を秘密に保つ責任を負うものとします。

契約者は、当社の事前の承諾を得た場合に限り、本契約の条件に従って、自らの責任で第三者にグリッド製品サービスを使用させることができます、この場合も、本契約で定める同様の責任を負うものとし、第三者に本契約の条件を遵守させるものとします。

契約者のアカウント情報が悪用された可能性がある場合、契約者は直ちに当社へその旨を通知しなければなりません。

1.4 データ使用に関する承諾

契約者は、当社およびグリッドが、グリッド製品サービスに関して契約者のご利用状況を適切に管理するために、契約者の本ソフトウェア製品の利用状況に関する情報、バージョンに関する情報等を収集、保

持、使用する場合があることに同意します。当該情報は、当社およびグリッドが、グリッド製品サービスの管理、サービスの向上、アップデート、及び契約者へのグリッド製品サービスのサポート提供のためにのみ使用できるものとします。

1.5 顧客データ

契約者が保有し、グリッド製品サービスで使用するすべてのデータ・情報等（以下「顧客データ」といいます。）の管理及び内容に関する責任は、すべて契約者自身が単独で負うものとします。契約者は、顧客データに関するすべての権利を確保し、維持するものとします。

1.6 使用する追加ソフトウェア

グリッド製品サービスを使用するために、一定の外部ソフトウェアをインストールしなければならない場合、または、契約者が、必要なソフトウェアを追加でインストールする場合があります。これらのソフトウェアは契約者にライセンスされるものであり、販売されるものではなく、権利が契約者に譲渡されるものではありません。これらのソフトウェアに関するライセンス内容は、契約者自身で内容を確認し、必要な手続きを経て契約者が自らの責任と負担においてご利用ください。

1.7 禁止事項

契約者は、グリッド製品サービスまたはその一部を複製（グリッド製品サービス開始時に契約者が本ソフトウェア製品をインストールする場合、システムバックアップする場合を除く）、翻案、送信（公衆送信および送信可能化を含む。）し、または第三者に対して再利用許諾、レンタル、リース、貸与、再販売、再頒布、移転、もしくはホスティングを行うことはできません。

契約者は、本ソフトウェア製品のリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、または技術的な制限の回避を行ってはなりません。

本ソフトウェア製品について商用目的でない利用をする契約者は、当社の事前の同意を得ずに、本ソフトウェア製品を商用目的に転用することを禁じます。

1.8 プレリリース β版の提供

当社は本ソフトウェア製品のβ版を提供することができます。ただし、当社はβ版に関して、本保証を含め、一切責任を負いません。なお、当社は予告なくβ版の内容およびプレビューを隨時変更または中止することができるものとします。

2. 保証

2.1 ソフトウェア

当社は、本ソフトウェア製品がリファレンス（www.renom.jp）の記載に実質的に従って動作することを保証します。

本ソフトウェア製品がこの保証を満たすことができない場合、当社は自らの選択により、(1)本ソフトウェア製品の提供を終了するか、(2) 本ソフトウェア製品を修正または交換します。契約者は、当社に対し、これ以外の請求を行うことはできません。

瑕疵担保、またはその他の製品に対する責任の期間は、サービス実施開始日より契約期間終了まで継続するものとします。(本項に規定した限定的保証を以下「本保証」といいます。)

その他、当社が合理的に支配できない事由から生じた問題には適用されません。また、本保証はβ版及びレビュー版、商用利用目的でない提供には適用されません。

2.2 免責

当社およびグリッドは、グリッド製品サービスを使用し、契約者自身が開発したシステムが行う、解析結果、予測結果、制御結果、識別エラー等、システムが出力した結果が原因で生じた問題に対しては一切の責任を負いません。契約者がグリッド製品サービスを利用して生じた成果物、結果等の不良、瑕疵、欠陥もしくは誤作動または不可抗力、逸失損益及び、費用節減の期待の不達成、契約者のデータ、プログラムその他無体財産に対する損害、設備機器などの有形財産に対する損害など、当社は、本保証以外には一切の保証を行わず、その他グリッド製品サービスの品質または権利の瑕疵等の問題について、本条に定める以上の責任を負いません。

当社は、本契約の締結時に当社の知る限り、グリッド製品サービスが第三者の権利を侵害していないことを保証します。但し、本契約締結以降に、第三者から権利侵害の通知等を受けないことまで保証するものではありません。なお、このためにグリッド製品サービスの一部機能の停止が必要になった場合には、当社は、契約者に対し、速やかにHP (www.renom.jp) で告知するとともに、侵害を回避するためにグリッド製品サービスの機能を変更するか、停止するなど対処するものとします。

3. 輸出管理制限

当社は、契約者が本ソフトウェア製品を契約者が居住する以外の国、又は地域に居住する第三者に送信その他提供等する場合において、5.3（輸出管理規定等の遵守）の承諾および当該条項に規定する必要な許認可・承認を取得しなかったこと、輸出禁止先に対し本ソフトウェア製品を提供したこと及び禁止目的を最終目的として使用することに対し、如何なる責任も負わないものとします。

4. 監査

契約者に許諾された使用権の範囲を超える本ソフトウェア製品の使用が発覚した場合、契約者は当社の書面による通知から30日以内に、実際の利用形態に適用される対価を支払うことに同意します。契約者がこれを支払わない場合、当社はグリッド製品サービス(本保証、サポートを含みます)を終了し、本契約のうち本特約条項に関する部分を終了することができるものとします。当該監査に基づきグリッド製品サービスの提供を終了したことによって契約者に損害が生じたとしても、当社は一切責任を負いません。

5. その他

5.1 地位譲渡

契約者は、第三者に対し、当社の事前の同意を得ずに、ライセンスの全部または一部その他本特約条項に基づき生じる権利、義務及び地位を譲渡することはできません。

5.2 完全合意

本契約は、本特約条項に定める事項に関する完全合意であり、従前のまたは同時に行われたあらゆる意思表示に優先します。

5.3 輸出管理規定等の遵守

契約者は、本特約条項に基づいて当社が承認し、本ソフトウェア製品を契約者が居住する以外の国又は地域に居住する第三者に送信その他提供等する場合には、日本国の「外国為替及び外国貿易法」、米国輸出管理規定およびその他の国の貿易関連法規を遵守するとともに、当該法規に基づいて必要な許認可・承認にかかる手続を履行するものとします。契約者は、現在の日本国、米国その他の国（以下「日本国等」といいます。）の輸出除外リストに掲載されている企業、および日本国等の輸出管理規定で指定された輸出禁止国及びテロリスト国、並びに輸出禁止の対象となっている企業及び個人（以下「輸出禁止先」といいます）に対し、本製品を輸出、再輸出その他の提供行為をしないものとします。契約者は、本ソフトウェアを、禁止されている核兵器、ミサイル、または生物化学兵器その他の武器の開発、製造、利用（以下「禁止目的」といいます）を最終目的として使用しないものとします。

以上

附則（2018年7月31日）

本ライセンス条項は、2018年7月31日から適用されます。

附則（2019年4月1日）

本ライセンス条項は、2019年4月1日から適用されます。

別紙

本書で許諾する製品を以下に示します。

- ReNom (開発・分析用)
- ReNom (開発・分析・推論・実行用)

以上